

高額医療合算介護サービス費

医療と介護の両方のサービスを利用している方で
自己負担が高額になったとき

申請先

- 一年間(毎年8月～翌年7月まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担を合計し、負担限度額を超えた金額が支給されます。
- 該当する方に、申請書をお送りします。(国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入の方)
- 申請は、各区役所市民総合窓口課へご返送ください。〒
- 医療と介護から按分した額をそれぞれ被保険者の口座に振り込みます。(支給決定通知)

自己負担限度額 ※毎月支給の高額療養費等を控除した額

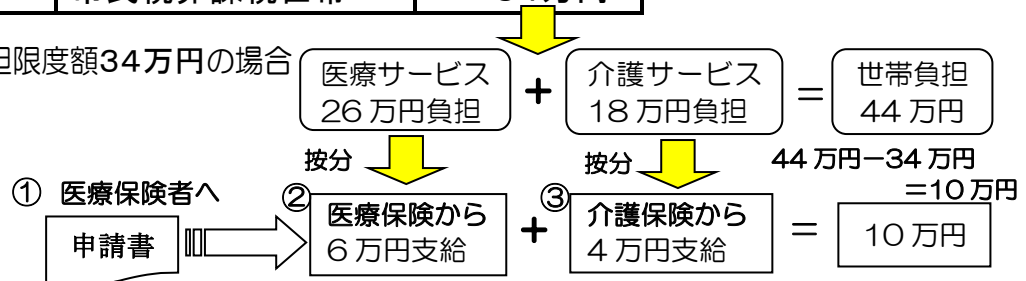
70歳以上の方

現役並み 所得者	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上	141万円
	課税所得145万円以上	67万円
一般	市民税課税世帯で上記以外	56万円
低所得者Ⅱ	市民税非課税世帯	31万円
低所得者Ⅰ	市民税非課税世帯(所得0円)	19万円

70歳未満の方

賦課基準額 (基礎控除後の 総所得金額)	901万円超	212万円
	600万円超	141万円
	210万円超	67万円
	210万円以下	60万円
低所得者	市民税非課税世帯	34万円

【例】自己負担限度額34万円の場合



申請手続きについての留意点

- 市町村を越える転居をした方は、転居前の市町村(医療、介護)や、以前加入していた医療保険に「自己負担額証明書」の交付申請が必要となります。前の保険 → 証明書 → 今の保険
- 医療保険のうち、被用者保険(社会保険)に加入している方は、被用者保険へ申請の際に、介護保険「自己負担額証明書」の添付が必要です。各区介護保険室に証明書の交付申請が必要となります。介護保険 → 証明書 → 被用者保険(社会保険)